

【 検 査 】

269 結核菌群核酸検出とマイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出の併算定について

《令和6年8月30日》

○ 取扱い

- ① 結核疑いかつ非結核性抗酸菌症（疑い含む。）に対するD023「14」結核菌群核酸検出と「16」マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出の併算定は、原則として認められる。

なお、結核菌が陰性であることがレセプトから判断できる場合のD023「14」結核菌群核酸検出と「16」マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出の併算定は、同日であっても原則として認められる。

- ② 次の傷病名に対するD023「14」結核菌群核酸検出と「16」マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出の併算定は、原則として認められない。

- (1) 結核
- (2) 非結核性抗酸菌症

○ 取扱いを作成した根拠等

結核菌群核酸検出は、結核菌群のリボソームRNAを増幅し、DNAプローブ法で検出する方法である。また、マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出は、当該非結核性抗酸菌DNAをPCR法で増幅し、プローブで検出する方法であり、厚生労働省通知※に「他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。」と示されている。

近年、非結核性抗酸菌症が増加していること、また、結核の場合は医学的に早急な対応が必要となることから、結核を含む抗酸菌症が疑われた場合は、結核菌、非結核性抗酸菌について迅速に鑑別する必要がある。

以上のことから、結核疑いかつ非結核性抗酸菌症（疑い含む。）に対する結核菌群核酸検出とマイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出の併算定は、原則として認められると判断した。また、この併算定については、同日に実施された結核菌群核酸検出により結核菌が陰性であることがレセプトから判断できる場合、結核を含む抗酸菌症を迅速に鑑別する必要があることより、同日であっても、原則として認められると判断した。

なお、結核、非結核性抗酸菌症に対する上記検査の併算定は、すでに抗酸菌属が同定されていることから、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について